

(第 1 回、**最終**) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 9 月 2 5 日
契 約 業 者 名	早邦建設株式会社
契 約 業 者 の 住 所	山梨県南巨摩郡早川町高住 6 4 5 - 2 7
工 事 の 名 称	R 7 早川出張所管内砂防整備工事
工 事 場 所	早川出張所管内（山梨県南巨摩郡早川町及び南アルプス市）
工 事 種 別	維持修繕
工 事 概 要	河川維持 1 式 防護柵工 1 式 砂防整備工 1 式
工 期 （ 自 ）	令和 7 年 4 月 1 日
工 期 （ 至 ）	令和 7 年 9 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 6 , 5 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	2 , 9 7 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 9 , 4 7 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 落石雪害防止工 本工事を施工するために唯一の通行手段である管理用道路について、関係事業者と通行期間について調整した結果、調整がつかなかったことに伴い、減工する。 管理用道路に設置された既設ガードレールが、過去の出水や経年劣化等から破損が激しい状態であり、転落を防止し、安全に通行するために緊急的な補修をする必要が生じたことに伴い、防護柵工を増工する。 2. 砂防設備整備工 現地精査の結果、管理用道路等への立ち入り制限用門扉設置、既設道路の付け替え等、緊急的に対応をする必要が生じたことに伴い、砂防設備整備工を精算（増工）する。 3. 共通仮設費 特記仕様書第 2 4 条に基づく協議により、営繕費（快適トイレ）を追加する。 4. 工期 工期は、元設計のとおりとする。落石雪害防止工の減工